

さん

燦

事務所報
SUN 第18号
2013年7月発行



OIKE LAW OFFICE

弁護士 井上 博隆	弁護士 長谷川 彰
弁護士 野々山 宏 (国民生活センター理事長)	弁護士 坂田 均
弁護士 永井 弘二	弁護士 長野 浩三
弁護士 草地 邦晴	弁護士 小原 路絵
弁護士 茶木真理子	弁護士 上里美登利
弁護士 住田 浩史	弁護士 谷山 智光
弁護士 北村 幸裕	弁護士 福市 航介
弁護士 増田 朋記	弁護士 志部淳之介
弁護士 小林 謙一	事務局一同

暑中お見舞い申し上げます。

平成7年7月7日に開設した当事務所は、本年で18周年を迎えることになりました。昨年12月には志部淳之介弁護士、本年3月に小林謙一弁護士が入所して、現在、弁護士は17名となりました。事務局を含めると36名もの大所帯となり、日々賑やかに職務を行っています。

昨今、我々を取り巻く社会状況は日々変化しており、それに対応して、法律や制度の改正・創設がめまぐるしく行われております。ご承知のとおり、例えば、家事事件手続法の施行、民法（債権法）の改正、法曹養成制度の改革等、様々な分野で、従来と比べ大きな変化がなされています。

このような社会状況の変化に伴い、法的ニーズもまたこれまで以上に多様化し続けております。当事務所では、この多様化したニーズに応え、より充実した法的サービスが皆様方にご提供できるよう、事務所一同、一層切磋琢磨していきたいと考えております。

今後ともよろしくお願い申し上げます。



御池総合法律事務所

京都市中京区烏丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館 6 階

TEL 075-222-0011 FAX 075-222-0012

E-mail oike@oike-law.gr.jp

URL <http://www.oike-law.gr.jp/>

2013/7
No.18

天に星



弁護士 井上 博隆

2月にロシアで大きな光を発して隕石が落下しました。あのすさまじさは避けようがなく、改めて恐ろしさを知ることとなりました。6500 万年前には直径 10km ほどの隕石の落下があり、恐竜を滅ぼしたのだとか。

太陽の周りを回っている彗星が太陽に近づいた時に放出される塵が、流星（流れ星）の主なものであり、これが燃え尽きずに地上に達したものが隕石です。

古来、彗星や流星は、天変地異や高貴な人の死など不吉なことの前兆と考えられてきました。

シーザーが暗殺されたすぐ後に大彗星が現れたとされています。三国志では、司馬仲達が見た大きな流れ星を見て諸葛孔明の死を知ったとされています。アンデルセンの「マッチ売りの少女」では、「星が一つ流れ落ちるとき、魂が一つ神様のところへ召されるのよ」という亡き祖母の言葉を思い出し、少女が流星を見て、それが自分のこととも気づかず「今、誰かが亡くなったのね」という場面があります。

我が国には、世界最古の隕石が福岡県直方市にあるようですが、この隕石が落ちたのが貞観 3 年のことで、同 6 年に富士山の大噴火、同 11 年に東日本大震災に比肩される貞観大地震・大津波があったようです。藤原定家の明月記にも、彗星等の記録があり、陰陽師の助けを得て天変等を予測していたようです。そういえば、今放映している NHK の大河ドラマ「八重の桜」では、彗星を「妖霊星」として江戸幕府の終焉を暗示していました。

高校時代の夏に御来光を見ようと伊吹山に登ったことがありました。早く着きすぎて、山頂で寝そべりながら、満天の星を眺めていると、流れ星がいくつも見られて、こんなに沢山あるのかと少し驚いたことがあります。国立天文台のホームページを見ると、ペルセウス流星群が 7 月 17 日から 8 月 24 日に現れ、熟練者で 1 時間当たり 50 個位が観測でき、真夜中頃から空が白み始めるまでが観察しやすい時間帯であると出てきますので、これだったのかもわかりません。

こんなに沢山の流れ星があったのでは、不吉なことだらけでたまりません。しかし、ありますね。清少納言は枕草子に「星はすばる。彥星。ゆうづつ。よばい星すこ

しをかし。尾だになからましからば、まいて。（星といえ、まず、すばる。彥星や宵の明星もいい。流れ星も興味深い。でも、尾がなければもっといいのに）」と書いています。「よばい」は、「呼び続ける」という意味で、流れ星は、恋しいと思いつけた結果、魂だけが抜け出して好きな人のところに会いに行く姿に例えられているということです。また、ヨーロッパでは、彗星の現れた年は良いワインができると言われているそうで、ナポレオンの子供ができた年にも彗星が現れ、これを祝って良いブランデーに「ナポレオン」という名前がつけられたとか（但し、諸説あるようです）。マッチ売りの少女も、実は、心安らかに亡き祖母のもとに逝ったように描かれており、必ずしも不吉とは言えません。

昔、武者小路実篤の色紙に「天に星、地に花、人に愛」と書かれたのをよく見かけたことがあります。これは、もともとゲーテの言葉に由来するもののようですが、この世にあって欲しいものをさしています。しかし、いずれも、はかないものでもあります。近年、再評価されているといわれる福永武彦のエッセイを再読する機会がありました。「愛と孤独との関係に於いて、孤独は常に双六の振出である。が、愛は決して上がりではない。・・・愛とは何度も骰子を振りながら、ほぼ一定の方向を、しばしば後戻りしてみたり、足踏をしてみたり、或は廻り道をしてみたりしながら、少しずつ上りの方に近づいて行くその道程にあると、そう言うことが出来る。そして、人が苦勞をしてやっと上りに達してみた時に、そこにあるのはひょっとしたら振出と同じ孤独であるかもしれないのだ。」という一節がありました。

しかし、それだからこそ、また、出来る範囲でしか出来ないのだけれども、ありたいもの、大事にしたいものとも思えます。最近、勝ち組といわれる人に、そうなのは自助努力の結果であるとして、他人（特にそうではない人達）に、ほんの少しの或いは殆ど自分の負担にならないことでも、それを示すことを心よしとしない人たちがいることを見だし、残念に思ったことがありました。

子どもを叱るということ



弁護士 北村 幸裕

自分が子どもの頃と比べてみると、最近、子どもを叱る大人が減ったと思います。

なお、ここでの「叱る」という言葉は、「注意をする」に近い意味で捉えて下さい。「怒る」・「頭に来る」などとは違う意味です。

さて、僕が子どもの頃を思い返してみると、本当によく叱られました。両親や学校の先生など、日常的に接している大人はもちろんのこと、知らない近所のおっちゃん、おばちゃんにも叱られました。叱られる程度も様々でした。軽く注意される程度のものから、強く怒られることもありました。

両親の目の前で、パチーンとほっぺたを叩かれたこともあります。うちの両親もたいしたもの、叩いた人には一切文句を言わず、むしろ、僕が悪かったから叩かれたのだと僕を叱りました。こんなこと、今では考えられないですね。

また、当時のご近所さんという共同体もまだまだ有効に生きていて、子どもの顔をみんな知っていた時代でした。

昔なら、例えば、こそこそタバコを吸っていたとすると、「こら、あんた、未成年が何してんのや。」とか叱られましたし、叱られる前に上手く逃げ切れたと思っても、「あんたんとこの息子、さっき、裏の空き地でタバコ吸ってたで。叱ったろうと思って近づいたら、慌てて逃げよったわ。」などと、ご親切にも親に申し出してくれる偉大な大人があらこちらにいました。

こうして、あちこちで叱られていたのですが、大人になってみると、何気ない日常の中で、子どもの頃に叱られたことを特に意識しているわけでもないのに、自然と自分に染みついていることを実感することがあります。特に、自分が子育てを始めてからは、自分が叱られた内容と同じ事で、自分の子どもを叱っているときに感じます。

今では、あのとき僕を叱ってくれた周りの大人にとっても感謝しています。もちろん、当時は、そんな感謝の気持ちなんて全くありませんでしたが。

ところが、僕が知る範囲ですが、最近の子ども達は、大人に上手に叱られていないように思います。

悪いことをしたときは、その瞬間瞬間で、それはいけ

ないことであるということを、子どもに教えてあげる必要があります。そのため、叱るタイミングはすごく重要です。

また、子どもを叱るのに最も効果的な程度もあります。軽微なことで厳しく叱りつけることも、重大な問題が生じているのに軽くしか叱らないというのも、子どもが善悪とその程度を判断するという観点からは逆効果だと思います。

このように、子どもを叱る場合、単に叱ればいいというものではなく、適切なタイミングで、かつ、適切な程度で叱る必要があるのですが、最近の子ども達は、このタイミングや程度が適切でない叱られ方をしているように思うのです。

例えば、近所の子どもが外で遊んでうるさいからといって、自分で注意せずに警察をいきなり呼ぶというのは、タイミングを逸していますし、その程度も不適切であって、子どもへの効果は乏しいと言わざるを得ないのです。

僕は、子どもの頃からよく叱られていましたし、そのことを良かったと思っていることもあり、自分の子どもをよく叱ります。

子どもが叱ったことを素直に受け入れるためには、タイミングや程度はもちろんのこと、「お父さんの言うことだから聞かなければいけない。」という信頼が不可欠です。そのため、僕は、少なくとも子どもの前では、立派な大人でいるように心がけています。

いつも子どもが見ている、という意識を持って、僕は、立派な大人たり得よう常々精進しています。

こんなストイックな僕が叱るわけですから、それはそれは非常に効果的なのです。この子らは何回同じ事を言ったら分かるんや、いままで何を聞いたんや、と思いつつ、毎日毎日同じ事で叱り倒すことなど決してないのです。

まあ、僕のことはさておき、子どもは将来を担う存在ですので、立派に成長してほしいものです。そのためには、大人は子どもを叱ることを嫌がることなく、然るべき時に然るべき程度で叱ってあげたいと日々感じているのでした。

京都の街を歩いてみませんか



弁護士 小原 路絵

昔は京都の街といえば、四条河原町が中心で、お店もその周辺に集中しているという印象でした。

しかし、近頃では、河原町通りや烏丸通りなどの大通りだけでなく、細い道にも飲食店や雑貨屋などが増えてきたように思います。私は新しいお店を訪れるのが好きなので、休日には家の周辺を散策したり、どこか行くにしても、なるべく普段通らない道を歩いたりするようにしています（ちなみに、個人的に、京都にはおいしいパン屋さんが多いと思っていましたが、総務省の家計調査によりますと、二人以上世帯の平成22～24年度のパンへの支出額が、京都市は、神戸市に次いで2位とのことでした。）。

そんな中、最近、京都の街中に、「歩いて楽しいまちなかゾーン」と書かれ、「歩」という漢字を顔にデザインした看板が設置されているのに気がきました。同時に、道路に、路側帯の他、エンジ色の自転車通行区分も表示されました。両側の自転車通行区分に挟まれた部分が自動車通行区分となっています。この幅は、ちょうどセダン型の普通自動車の横幅くらいです。

調べてみますと、これは、京都市都市計画局歩くまち京都推進室の「歩くまち・京都」総合交通戦略の一環だそうです。同戦略は、「歩くまち・京都」憲章が平成22年1月に制定され、その理念実現のために策定されたものでした。

ちなみに、京都府警によりますと、平成24年の全交通事故発生件数は12,371件で、そのうち自転車乗車中の交通事故発生件数は2,526件と、全体の約2割になるということです。自転車の事故の増加は全国的な問題で、今国会では、自転車の走行を原則左側に徹底する道路交通法の改正案が審議中です（平成25年5月現在）。

前記「歩いて楽しいまちなかゾーン」の自転車通行区分は、自転車の左側通行を明示しています。

最初、上記のような自転車事故に対する法改正という情勢を踏まえ、京都の交通戦略が自転車通行区分を表示したのは、自転車事故防止のためのものかと思いました。が、どうやらこの戦略は「自動車抑制等を通じて、『歩く』

ことを中心としたまちと暮らしに転換」を基本理念にしており、脱クルマ中心社会が目標で、特に自転車に特化した施策ではないようです。この戦略は、道路表示は、その全体戦略の中のごく一部で、京都市全体の公共交通の再編強化やライフスタイルの転換を目指した総合的な戦略でした。

確かに、この「歩いて楽しいまちなかゾーン」が実施されて、車の通行区分が狭くなり、速度を落として走行されている車が多いように感じます。

京都の街は、海外や、日本全国からの観光客も多く、車に乗らなくても、自転車で主要な観光スポットを回ることも可能で、自転車で観光している人も沢山います。

京都の街は、車だと見過ごしてしまいがちな細い路地裏に穴場なお店があったりしますし、春や秋などは、祇園や嵐山などの観光地は、車ですと逆に身動きが取れないほど混み合うことも多いので、歩きや自転車での観光に向いているのではないかと思います。

私は、海外旅行に行ったときは、有名な観光スポットだけではなく、スーパーマーケットや街中などを散策して、地元の生活に触れるのが好きです。観光スポットでは味



わえない、その国やその街ならではの空気に触れることができ、自分なりのその国・街の印象を持つことができるように思います。

また、昔、医師の友人が、高齢になっても元気な人に共通しているのは、歩くことが習慣になっていることと言っていたことがありました。歩くことは、体に大きな負荷がかかることもなく、長く続けられる健康法なのかも知れません。

さらに、何も考えずに歩いていると、頭がリフレッシュされるのか、事件のことなどで、ふとしたアイデアなどを思いつくことも多いような気がしています。

日々の生活で忙しさに追われ、つつい自転車や車などで移動時間を短縮することを優先しがちですが、時にはゆっくり歩いて、気分を切り替えるのもいいものだなと思う今日この頃です。

ゴルフとのお付き合い



弁護士 小林 謙一

1. きっかけは〇〇

「148」。この数字から、私のゴルフ歴がスタートしました。およそ15年前です。つまり、私のゴルフ歴は15年なのです。始めたきっかけは「付き合い」、よくあるパターンです。以前勤めていた会社では、ゴルフのコンペが定期的に行われていましたが、当初は、「何が面白いのか」と全く関心がありませんでした。それが、同僚に誘われて、いつの間にか、クラブ、バック、シューズ、手袋……と揃えていく羽目になり、気がつけば、ゴルフコースに出ていました。

あんな小さいボールによく当てるものだ、とよく言われるとおりに、悪戦苦闘したことを今でもよく覚えています。それでも、打っていけば前へ進むもので、最後にはカップインします。18ホール終えた後にはヘトヘトになっていましたが……。これまでいろいろなスポーツをやってきて、それなりに自信があっただけに少しショックでした。思いっきりスイングして真っすぐ飛ばすという、私の思い描くイメージと全くかけ離れた弾道で、右へ左へとボールが飛んでいくことが何よりもストレスでした。フルスイングして、ボールが数センチだけ動く、なんていう恥ずかしいことも度々ありました。それでも、その後、誘われるままにゴルフを続け、時々、ゴルフ練習場にも行くようになりました。

2. 成長期

一時期、私は、頻繁にゴルフに行くようになりました。但し、実践あるのみ、という精神のもと、ゴルフ練習場には全く行かず、コースに出ていました。

この頃になると、1ラウンドの中で、バーディーやパーが取れるホールも出てくるようになりました。とは言っても、1ラウンドで、1～2ホールですが……。そして、何より楽しいのは、思いっきりスイングして、真っすぐ飛んだときや、グリーンに乗ったとき（いわゆるツーオン、スリーオン）です。グリーン脇からのバンカーショットでカップ近くにつけた時も、気持ちいいものです。

とはいえ、普段、練習場に行っていない私は、毎回、出だしの数ホールは悪戦苦闘し、徐々に調子が上がり、体がスイングを思い出してきたころにはすでに最終ホール、というのがお決まりのパターンでした。

それでも徐々に（亀のように）スコアは良くなっていき、「110」前後のスコアを安定的に出すことができるまでになりました。

3. 全盛期？

「108」。これが私のベストスコアです。確か、ゴルフを始めて、5年目ぐらいです。今から思うと、偶然が重なった結果のスコアだったように思います。大きくスライスしたボールが、コースの斜面に助けられてフェアウエーのど真ん中に戻ってきたり、コースの真ん中に設けられた川の石に当たって、ボールがフェアウエーに戻ってきたり、などなど。まさに「ミラクル」が何度かあったように記憶しています。しかし、運も実力のうちです。素人ゴルフの場合は、特にそう思います。

4. 停滞期

「126」。これが直近のスコアです。ここ数年は、めっきりゴルフに行く機会が減りました。それが影響しているのか、徐々にスコアは悪くなり、最近のスコアは「120」前後を行ったり来たりです。私自身は確実に上達していると思うのですが根拠はあります。何よりも、空振りや、チョロなどはなくなり、バンカーから出すことに苦戦することもなくなりました。最近は、「フェアウエーウッド」なるクラブを使い始め、これまで「アイアン」でせっせとボールを前へ運んでいたものを、2打目、3打目でグリーンを狙う、なんて芸当も可能（あくまで可能性であって、現実にはグリーンには乗りませんが……）になりました。

5. 今後の展望

何だかんだいっても、今後も細々とゴルフは続けようと思っています。というのも、私のもう一つの趣味である「旅行」に行って、その土地のコースを回る、ということが意外と楽しいことに気付いたからです。今の目標は、もう一度、グアムのMANGILAOに行くことです。かつて1度だけラウンドしましたが、シーサイドコースの美しさに感動したことを今でも覚えています。まさに「ザ・リゾート」です。いつの日か行けることを夢見つつ、仕事にゴルフ？に頑張ろうと思う今日この頃です。

今年（2013年）の2月21日から3月18日にかけて、再びケンブリッジ大学に行ってきました。大半は大学図書館にこもって、ひたすら1911年英国著作権法改正当時の資料と格闘する日々でしたが、小旅行もあり、大層楽しい経験になりました。以下では夜な夜な書き綴ったケンブリッジ日記の一部を紹介いたします。

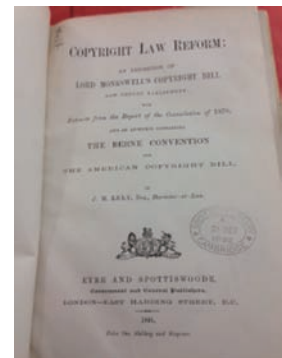
朝8時半過ぎに起床。風邪を引いたようだ。シャワー、洗濯、事務所の仕事処理。昼前に図書館へ。入り口付近でコーニッシュ先生を見かけたので挨拶する。何を調べているのと優しく話しかけられた。18、19世紀英国著作権法史と英国が2つの創作概念を持つに至った経緯だと答える。インフォバック事件のことやその後判例がないこと、中身は今後裁判官が決めるだろうとの感想を述べておられた。

風邪の調子マシになってきた。11 時ベントレー先生の研究室を訪問。相変わらずで、研究室も散らかったまま。ラウンジに移動してお話する。ベルヌ条約ベルリン改正法と英国著作権法の当時の事情に興味があると伝える。二次的著作権に話が及ぶと、Adaptation は form を基礎に業界との葛藤の中で生成したが、derivative 概念は裁判官によって育まれたとの説明があった。詳しいことはセビル先生に聞いて下さいとのことだった。今年は大学では国際著作権法と商標法を教えているそうだ。挨拶ができてよかった。

夜は画家の深尾さんのアトリエを訪ねた。フランス政府から借りているアトリエだということ。ジャガイモのチーズボンデュー、サラミ、マグロのお刺身、豪華サラダなど、大層ご馳走になる。ワインを飲みながら人生を語る。修行僧のような生き方に刺激を受ける。

2日にジュネーブに移動し、3日国際著作権法学会会長のナバン先生と会う。レマン湖畔のレストランのムニエルが美味しかった。波がなく空と水の境目がない。神秘的な風景に圧倒される。小さな村や漁村、ナバン先生の憩いの場など案内された。車の中で、最近カナダ最高裁判決で問題になった著作物利用に関するユーザ権について話をする。

朝6時半に目覚める。洗濯、朝食を済ませ、メールチェック。10時前に大図書館へ。PC検索をかけると7つのベルヌ条約関係の書籍にヒット。早速、重要書籍を扱うレアブック・ルームで確認すると、10分もしないうちに Oldfield の The law of Copyright が手元に届く。中を見て驚いた。ベルリン法改正と1911年法の係が書かれているではないか。



今日は Lely の著作権法改革 95 頁のコピーを頼んだ。
内容が凄く良かった。明日も読む。



この写真はレアブック・ルーム（貸出禁止本専用の閲覧室）です。借りた書籍はこの台座において読むことが義務付けられています。室内ではボールペンの使用は禁止されています。学者たちが、ひたすら本を読み耽っている、別次元の世界です。

4日間かけてヨーロッパを旅行してきた。ケンブリッジからキングクロス、パリ、ジュネーブと汽車の旅。フランスは見渡す限りの農場だった。パリでは弁護士のゴウビアックさんと会い、彼の住んでいたノートルダム寺院周辺を散歩。裁判所も訪問。セーヌ河畔のカフェが素敵だった。

東南アジアでの時間の流れ



弁護士 志部 淳之介

1. 東南アジアを一周

学生のころ、リュックひとつで東南アジアや中国を旅したことがあります。いわゆるバックパッカーというものです。関西国際空港から上海を経由してタイのバンコクに飛び、そこからは陸路でカンボジア、ラオス、ベトナム、中国の南寧、アモイ、香港、上海へと移動しました。学生だった私は、たいしたお金も持っておらず、鍵もかからない一泊200円程度のバックパッカー用の安宿（たいていは8人～14人部屋）に泊まり、そこで出会った色々な国の仲間たちと毎晩飲み明かしました。また、バックパッカー同士、これまでめぐった都市の情報を交換し、良い宿や名所を紹介し合い、不要になったガイドブックなどをその場で交換しては次の進路を決めたものです。明日旅する地を自由に決めたり、観光地ではない現地の街並みを一日中歩き回ったりできる点は、ツアー旅行にはない個人旅行の醍醐味です。

2. お勧めの国はタイ、ラオス

私が周遊した国々は、それぞれ個性があって、お勧めの国を選ぶのはなかなか難しいですが、印象に残ったのはタイとラオスでした。

タイは東南アジアの国の中では比較的経済が発展し、首都バンコクでは高速道路が走り、高層ビルが立ち並びます。一方で、ビルの合間に突然巨大な寺院や遺跡が現れたりします。涅槃像で有名なワット・ポー寺院などもバンコクの中心街からほど近い街の中にあります。こうした歴史的建造物と高層ビル群が渾然一体として存在する国は、東南アジアではタイぐらいのものだと思います。

次にお勧めなのがラオスです。観光地としてはあまり馴染みのない国かもしれませんが、その分観光客が少なく落ち着いて旅を楽しめます。特に日本人はほとんどいません。ラオスは、フランスの植民地であったため、首都ヴィエンチャンにはフランスの凱旋門を模して造られたパトゥーサイ（現地の言葉で「凱旋門」を意味します。）など、歴史を色濃く反映した建造物が存在します。街を抜けて、メコン川まで出ると様々な屋台が出ていて現地の食べ物やお酒が楽しめます。12、3歳くらいの子供が、何の肉かわからない肉を焼いてくれるのですが、やはり旅をするからには屋台で現地の食べ物を食べたくなるものです。

3. 国道13号線と盗賊

後から知ったことですが、当時ラオスでは国道13号線に盗賊が出るということで、日本の外務省から海外渡航者に警告が出ていたそうです。しかし、当初私はタイに着いてからの進路を全く決めておらず、ラオスに行くことを予定していなかったため、そのような警告はチェックしていませんでした。幸い、盗賊に襲われることはありませんでしたが、日本人は海外では狙われやすいので、今にして思えば危なかったのかもしれない。

4. カンボジア

もうひとつ、印象深かった国としてカンボジアが挙げられます。東南アジアのなかでも、カンボジアは未だ発展途上にあり、近隣の国々に比べて裕福とはいえない印象を受けます。ポルポト政権下での知識人虐殺が、その後の国の発展を妨げたのは事実です。アンコール・ワットで有名な都市シェムリアップは、多くの外国人観光客で賑わっていますが、それでも夜にひとりで外を出歩くのは危険です。また、草むらには未だに地雷が埋まっている可能性があるので不用意に道路から外れることはできません。それでも、アンコール遺跡群を見るために世界中から観光客がやってきます。それだけの魅力がこの遺跡群にはあるのです。

5. 東南アジアでの時間の流れ

東南アジアといっても、高度に発展している地域から、未だ発展途上にある地域まで、様々な地域が存在します。しかし、そこには共通して緩やかな時間の流れがあるように感じます。バスなどの公共の交通機関もまったく定刻どおりに来ませんが、現地の人々はさして気にもしていない様子です。大人たちは日が沈むころには家に帰り、家族で食卓を囲んで食事をします。そこでの時間の流れ方は、日本とは異なるように感じます。

その後、私は日本に帰国し、1分の誤差もなく到着した関空快速に乗り、大阪梅田に降り立ちました。信号が青になると同時に一斉に早足で歩き出したスーツ姿の一群の人々をみて、何故か無性に東南アジアに戻りたい衝動に駆られました。かの地には、忙しい日々のなかで日本人が忘れてしまった何かがあったように感じます。

冤罪防止マニュアルⅠ



弁護士 谷山 智光

1. はじめに

犯罪が発生すると、捜査機関は犯人と考える人を捕まえ、刑事裁判にかけます。刑事裁判でその通り犯人であると認められると、有罪判決が言い渡され、刑に処せられます。それは当然のことでしょう。でもその人が犯人ではなかったら？

最近でも有罪判決が言い渡され、無期懲役の刑に処せられていた人達が、犯人とはいえないとして再審で無罪判決が言い渡されるという事件がありました（足利事件、布川事件、東電OL殺人事件）。冤罪であったことが明らかになったのです。

自分は悪いことなんてしない、自分が捕まることはない、だから自分には関係のない話だと思われるかもしれませんが、私も本記事の読者が悪いことをするとは思いません。でも、捜査機関はどうでしょうか？残念ながら、誰しも捕まることはない、自分には関係のない話と言い切れることはできません。冤罪の危険は常に隣り合わせにあるのです。

では、冤罪を防止するにはどうすべきか。そのためのマニュアルを提示しようとするのが本記事の趣旨です。

もっとも、本マニュアルは冤罪の100%の防止を保証するものではありません。無責任に思われるかもしれませんが、我が国の現在の刑事司法制度自体が冤罪を防止するためには不十分だからです。すなわち、一部を除いて取り調べは録音・録画がされないまま行われています。取調室で暴行・脅迫等が行われても闇の中です。捜査機関がそのようなことをするわけがないと思われるかもしれませんが、実際に裁判でこのような暴行・脅迫等があり、それによって虚偽の自白がなされたと認められた事案があります。また、捜査機関が集めた証拠は全てが開示されるわけではありません。実は無罪につながる証拠が隠されているかもしれませんし、実際に捜査機関が当初開示していなかった証拠から無罪につながった事案もあります。

それでも、本マニュアルを知っていると知っていないとでは、冤罪の防止率は格段に違うと確信しています。

なお、本マニュアルは私のフェイスブックページに連載しているものです（※1）。

2. 弁護人を選任する。

刑事訴訟法は、「被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる。」としています（30条1項）。捜査機関から犯人と疑われた人のうち、刑事裁判をかけられる前の人を被疑者といい、刑事裁判にかけられた人を被告人といいます。弁護人は被疑者・被告人を守る立場の人です。弁護人は、原則として弁護士の中から選任しなければなりません。

捜査機関は専門家です。専門家でない一般の人が対等に太刀打ちできないのは想像に難くないでしょう。捜査機関から犯人と疑われたら、まずは弁護士に相談し、必要であれば早期の段階で弁護人を選任すべきです。

3. 調書を訂正してもらう。

刑事訴訟法は、「調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」としています（198条4項）。すなわち、被疑者が、記述を加えてください、記述を削除してください、記述を変更してくださいといえ、そのとおりにしなければなりません。

取り調べでは、捜査機関が被疑者から話を聞き、捜査機関が調書を作ります。捜査機関を作る以上、被疑者が話した内容と異なる可能性があります。調書は刑事裁判で証拠として使われますから、納得がいかない記述に対しては徹底的に増減変更を申し立てましょう。

4. 調書には署名押印しない。

刑事訴訟法は、「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。但し、これを拒絶した場合は、この限りでない。」としています（198条5項）。すなわち、被疑者が、署名押印を拒絶した場合は、捜査機関はもはや署名押印を求めることはできません。

調書に署名押印すると、その調書に誤りのないことを認めたこととされます。刑事裁判になって、その調書の内容は間違っていると主張しても、その主張はほとんど信じてもらえません。調書に署名押印するときはそのことを意識しなければなりませんし、間違った調書には絶対署名押印してはいけません。

5. 黙秘権を行使する。

刑事訴訟法は、「取調に際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。」としています（198条2項）。このことから分かるように被疑者には黙秘権が保障されています。

調書を訂正してもらっても、刑事裁判では調書の言葉尻をとられて、思ってもない認定をされることがあります。捜査機関は、被疑者・被告人とは対立する立場にありますから、その捜査機関が被疑者・被告人から話を聞き、調書を作るというのは、民事訴訟でいうと原告代理人が被告本人から話を聞き、陳述書を作るようなものです。捜査機関にとって都合のいい観点から調書が作られたり、思わぬ落とし穴があるかもしれません。

したがって、黙秘権を行使して、捜査機関に調書を作らせない。それが被疑者・被告人にとって最大の防御であると私は考えています。

なお、黙秘するとやましいことがあると思われるのではないかと心配されるかもしれませんが、刑事裁判においては黙秘権を行使したことをもって不利益に認定されることはありません。（続く）

※1 <https://www.facebook.com/taniyama.jp>

我が家の三二登山



弁護士 茶木 真理子

今年5歳になる娘が誕生してから始めたことですが、休日に子供と一緒に山に登っています。「山」と言っても、長野弁護士が登っているような3000メートル級の山ではなく、近場にある子供の脚でも登れるような小さな山です。

私が弁護士登録をして間もないころ（もう10年以上前になります）、長野弁護士に誘われて、愛宕山に登ったことがありました。そのときに買った登山靴も、長い間、自宅の下駄箱に眠ったままでした。

そんな折に、妹ができて暇を持て余していた息子を、山登りを趣味にしている私の両親が誘ってくれたことがきっかけになり、家族での登山が始まりました。その後、山へ行くペースも春や秋の気候のよいときに2回程度というものですが、これまでに息子は9つの山を制覇しました。

万灯呂山（京都府・井手町・258 ㍎）
大 吉 山（京都府・宇治市・132 ㍎）
甘南備山（京都府・京田辺市・217 ㍎）
笠 置 山（京都府・笠置町・288 ㍎）
交 野 山（大阪府・交野市・341 ㍎）
八 幡 山（滋賀県・近江八幡市・272 ㍎）
大文字山（京都府・京都市・330 ㍎）
若 草 山（奈良県・奈良市・342 ㍎）
三 上 山（近江富士）（滋賀県・野洲市・432 ㍎）

登山は、前日におやつを買いに行くところから始まります。子供にとっては、これが楽しみになっているところもありますが、チョコレートなどの甘いものは大人も欠かせません。登山中は、少し登っては休み、また登っては休みを繰り返し、何度もおやつ休憩をとりながら、山頂を目指します。

また、登山には、お弁当を持っていき、必ず山頂付近で食べることにしています。高さはそれほどではありませんが、どの山も山頂から見る景色はなかなかの絶景で、眺望を楽しみながらのお弁当を励みに親も子供も登っています。道中で行き交う人と「こんにちは。」と挨拶を

交わしながら、緑溢れる自然の中を歩いていると、とても清々しい気持ちになります。

山の近くに温泉施設があるときは、帰りに寄ることもあります。特に息子が大の風呂好きで、下山はこれを楽しみにがんばることになります。

一番最近（今年のGW）に登った三上山（近江富士）は、山頂まで1時間強かかり、道も登りや階段が続いて、日頃運動を全くしていない私にとっては、なかなかハードな山でした。以前は手を引っ張って、こちらが「あと少し」などと励ましていた息子は、親を残して、どんどん先に登っていってしまうようになりました。下の娘は、まだ歩けない年齢のときは親が抱っこひもで抱きながら登り、歩けるようになった後も歩くのがあまり好きではないためか、少し歩いてはすぐに抱っこをせがんでいたのですが、この三上山は初めて全行程を一人で登ることができた記念すべき山となりました。

何気なく登り始めた山ですが、息子は制覇した9つの山の名前をきちんと覚えていて、自分の足で登ったことを誇りに思っているようです。どの山にも、忘れることのできない景色や体験があり、写真とともに家族の良い思い出になっています。

今は、10番目の山をどこにするかを家族で相談しています。息子は、祖父母が録画した登山のテレビ番組を何度も繰り返し見て、高い山や山小屋での寝泊まりに憧れを持つようになっていて、いつかはもっと高い山にも挑戦してみたいと思います。ただ、それまでに私が体力をつけておかないと、一人置いてけぼりになってしまうかも・・・



三上山山頂からの眺め

「オリバー・ストーンが語る もう一つのアメリカ史」



弁護士 永井 弘二

4月からNHK・BS1で、表題の番組が放送されています。O.ストーンと言えば、ベトナム戦争を描いた「プラトーン」「7月4日に生まれて」（この2つ共アカデミー賞監督賞を授賞）や、「JFK」「ウォール・ストリート」などで著名な映画監督です。

この番組は全10回放送予定です。4月から放送が開始され、この原稿を書いている5月中旬時点で第7回まで放送が終了しています（私は第1回～第3回を見落としました。しかし、大きな声で言えないと思うのですが、何故かネットで見ることができます。）。

第1回から第3回までは、第2次大戦中のアメリカの対応を描いたもので、第4回から戦後アメリカの世界政策が描かれます。膨大な報道映像などを細かく繋ぎ、O.ストーンのアナレーションで番組が進行していきます。うがってみれば客観的なドキュメンタリーというよりも、O.ストーンの取材に基づいて構成した同監督の「歴史認識」を主張した番組と言えます。しかし、その映像や歴史人物の発言自体は客観的なものですし、O.ストーンの「主張」も論理一貫していて、説得的に見えます。

戦後、アイゼンハワー大統領が、対共産主義を至上命題として、核軍拡の道にひた走った様子を描いた第4、5回を受けて、第6回では、43歳という若いJ.F.ケネディ大統領の誕生、キューバ危機から暗殺までが描かれます。ケネディは、大統領になった時は、ソ連に対して核抑止力で対抗し、ベトナム戦争も続行するという、それまでのアイゼンハワー路線を踏襲していました。しかし、アメリカののど元であるキューバの共産化、キューバへの核兵器配備という未曾有の事態がケネディ政権を襲います。強行派によるキューバ侵攻が声高に叫ばれ、キューバ封鎖により一触即発の緊張が高まります。アメリカは核ミサイルを搭載したソ連の原潜を攻撃し（艦長は沈みゆく原潜から核ミサイルを発射しようとしませんが、副艦長がこれを押しとどめたとされています。）、キューバはアメリカの偵察機を撃墜します。しかし、アメリカによるキューバ侵攻は全面核戦争の引き金となる危険性がありました。こうした事態を受けて、ソ連のフルシチョフ書記長も戦争回避を模索します。ソ連ののど元であるトルコにはアメリカの戦術核が配備されていました。ケネディはトルコとキューバの戦術核をそれぞれ撤去する

ことで事態を抑える道を模索します。緊張が最高潮に高まった時、フルシチョフはキューバからの戦術核撤去を決断し、何とかキューバ危機が終焉を迎えます。O.ストーンは、ケネディとフルシチョフの「退く勇氣」、そしてソ連原潜の副艦長の英断が、核戦争を防いだと述べています。

以後、フルシチョフは核軍縮などを提案します。ケネディは、直接こうした提案に対することはありませんでしたが、軍縮や冷戦終結、ベトナム戦争からの撤退を模索し、提案するようになりました。アイゼンハワー路線の大幅な変更です。ケネディは、暗殺直前の1963年6月、アメリカン大学卒業式で講演します。その中で、「私が意味する平和、人々が意味する平和とは、軍事力を盾に強要する“パクス・アメリカーナ”ではない。ソ連への対応を省みよう。両国には悲しい溝がある。違いを認め合えば、多様な人々が平和に共存できるはず。突き詰めれば、我々は皆、この小さな惑星で暮らし、同じ空気を吸って生き、子の幸せを願い、いつか死にゆくのです。」と述べます。その後、ケネディが提案した部分的核実験禁止条約をアメリカ上院は批准し、ケネディはアポロ計画などの宇宙開発もソ連と共同で行うことなどを提案します。

しかし、こうしたケネディの路線は、アメリカ軍部、情報部、アメリカ経済界など、至るところに敵を作ることになったとO.ストーンは述べます。そして1963年11月、ケネディはダレスでの悲劇を迎えます。そして、その後のジョンソン、ニクソン、フォードは、ケネディ路線を転換させ、従前の“パクス・アメリカーナ”に戻ります。

この番組は、O.ストーン監督のアメリカ史に対する「歴史認識」を示したものでしょう。人によっては、この「歴史認識」はアメリカにとって自虐的だと思う人もいるかもしれませんが（ケネディと同じ運命を辿らないかと危惧してしまいます。）。しかし、人間の行動や感情、感性が単純なものではないのと同様に、歴史も全面的に正しい、全面的に誤りとall or nothingなものではないでしょう。歴史がより重要な意味を持つのは、歴史それ自体ではなく、そこから何を学び取り、どう未来に生かすかということなのだと思います。

2013 年 GW の北アルプス縦走



弁護士 長野 浩三

山の世界も夏山、冬山、クライミング、沢登り、スキーなどいろいろな分野があります。最初はみんな夏山から入りますが、だんだんと厳しい所にも行きたくなるのが人情です。3000m 級の雪山は日本ではもっとも厳しい条件の山のひとつといえます。真冬に行こうとすると天候は安定しないし、雪、風の条件が厳しいです。しかし、ゴールデンウィーク（GW）になると、天候が安定していれば比較的暖かく、時には T シャツでもいいくらいになります。このような好条件がありうるので、GW の雪山にはたくさんの人が押し寄せます。しかし、いくら好条件がありうるとはいっても、3000m 級の雪山には違いなく、天候が一度荒れば真冬と同じだし、雪崩に対する注意も必要です。2013 年の GW もたくさんの人（特に中高年）が雪山に行き、雪崩を含む死亡事故も相当数ありました。それでも雪山に行くのは夏山にはない達成感や美しい風景があるからでしょう。



常念岳山頂

2013 年の GW は上高地～蝶ヶ岳（2677m）～常念岳（2857m）～大天井岳（2922m）～燕岳（2763m）～中房温泉と北アルプスの雪山を縦走してきました。

1 日目は、中房温泉の駐車場からタクシーで上高地に向かいます。上高地につくと、10cm の積雪があり、雪も降っていました。明神、徳沢と歩いて行くと、徳沢は吹雪でした。徳沢の小屋では、その先の横尾から先は雪崩の危険があるので通行しないでくださいとのことで、たくさんの登山者が小屋で待機していました。我々の予定しているコースは雪崩の心配はなかったので先へと進みました。長堀尾根という尾根をずっと登って行きます。途中は膝くらいまでのラッセル（雪をかき分けながら進むこと）です。やっと蝶ヶ岳についたと思ったら、稜線上は風速約 15m ～ 20m くらいの強風です。気温自体は氷点下 5 から 10 度くらいだと思われていますが、風が強いので体感温度は氷点下 15 から 20 度です。蝶ヶ岳のテント場で暴風壁を雪



大天井岳山頂

で作り、テントを立てます。強風が吹いていても氷点下でもテントの中は暖かく、バーナーを炊いて暖かい食事を取り、持ってきたウイスキーでちょっとした宴会をしました。夕方は午後 7 時ころには就寝しました。

2 日目の朝は午前 4 時 30 分に起きました。夜明けがとてもきれいでした。朝食を取り、午前 6 時には出発しました。今日は常念岳を越えて大天井岳まで行ければという長丁場です。夏山のコースタイムでは 6 時間程度ですが、雪が積っているためどの程度かかるか読めません。蝶ヶ岳から常念岳までの間は結構深い雪のラッセルとなりました。場所によっては膝上までのラッセルです。装備が重いのとラッセルですっかり体力を奪われました。午前 10 時すぎに常念岳につきましたが、へろへろになっていました。常念岳の小屋を 11 時に出発したのですが、歩き出したとたんに足がつかげました。まだこれから数時間雪山の稜線を歩かなければならず、とても不安になりました。しかし、天候はすばらしく、ずっと槍ヶ岳が見えていて「がんばれ」と励ましてくれているようでした。何とか午後 3 時ころには大天井岳に着きました。小屋の横に暴風壁を作り、テントを立てました。荷物を軽くしたいので、持ってきた酒を飲みきろうということになり、60 度のウイスキーを二人でかなり飲みました。

3 日目は午後から天候が崩れるとのことでしたので午前 6 時にはテント場を出発しました。2922m の大天井岳では 360 度見渡せました。北アルプスの雪をかぶった稜線はそれは



北アルプスの稜線

それはきれいでした。大天井岳からの下りは夏道と異なり、急な雪壁を慎重にアイゼンとピッケルを効かせて下ります。

3 時間弱で燕岳の山小屋「燕山荘」につきました。燕岳でも 360 度見渡せ、すばらしい景色を楽しめました。中房温泉までは走るように下り、1 時間ちょっとで下山しました。下山するとほかほか日と雪山とは別世界でした。

毎年 GW には雪山に行きたいと思っています。上記のとおり、一歩間違えると遭難の危険があるので、もちろん体力、装備、天候判断等万全を期してのぞみます。一番心配なのは体力です。普段から低山でも鍛えておかないと、と思われた今年の GW 雪山山行でした。

高齢者の消費者被害を考える



弁護士 野々山 宏
(国民生活センター理事長)

1. 増加する高齢者の消費者被害

全国の消費生活相談窓口に寄せられる消費者トラブルの中で、高齢者を対象とする相談の割合が年々増加している。2011年度に寄せられた約88万件の相談の中で、60歳代は14.2%、70歳以上は16.8%を占めている。毎年増加しており2003年度がそれぞれ6.4%、6.6%であるので、9年で約2.5倍になったことになる。2011年度の60歳以上の相談内容で上位にランクされているのは、商品・役務では投資商品、海外宝くじ、健康食品などで、勧誘方法では、訪問販売、電話勧誘販売だ（以上の数字等は、国民生活センターホームページ掲載の2012年9月6日公表資料「PIO-NETにみる2011年度の消費生活相談」より）。振り込め詐欺を改称した「母さん助けて詐欺」の報道も相変わらず目に付く。

国民生活センターが高齢者に呼びかけている最近の注意喚起は、取引では、宅急便でお金を送らせる手口、健康食品の送りつけ商法、新たなエネルギー事業をうたった買え買え詐欺、安全では、歩行型ロータリー除雪機の使い方、家庭用健康器具による危害などだ（国民生活センターホームページ「注目情報・発表情報」より）。販売業者と勧誘業者が別々に役割分担をする「劇場型勧誘」「買え買え詐欺」や、かつての被害者に被害回復を装って勧誘する「二次被害」、CO2取引権・シェールガス投資など最近の新聞報道を利用した実体不明な投資取引などが特徴的だ。また、安全では、体力の衰えからか、危険を伴う道具等で、必要な安全対策を省力化したり、集中力、注意力を怠っての事故がある。高齢者が利用することを考えた、ユニバーサルデザインの安全策が一層求められる。

2. なぜ高齢者の消費者被害が増えるのか

「何歳から高齢者というか」という議論があるが、被害増加の原因を考えるとときにはあまり意味がない。年齢にかかわらず、個々人の能力や環境によって、取引や安全に対する対応力は千差万別であることは当然だからだ。ただし、年齢を重ねることによって、体力や記憶力等の身体能力は確実に衰えるし、病気になる可能性も高くなる。子供の独立や配偶者との死別など、家族関係の変化も生じる。この大きな傾向をとらえて原因を考えていく必要がある。（なお、実態や原因を踏まえて、法規制を考えていく場合には、何歳から規制対象となるかは重要になる。ただし、これも実態や原因を抜きに「高齢者」を年齢で定義してから自動的に演繹されるものではない。）

増加の第1の原因は、人口割合における高齢化社会の進展である。ただし、消費者相談の増加の割合はこれを上回っている。第2は資産が高齢者に集まっていること。以前、消費者被害の2つの層は若者と高齢者だった。若者は資産がなくとも将来増加する収入が見込まれていた。しかし、若者の置かれている現状は厳しいものがあり、資産は年齢の高い層に多くある。第3に核家族が子供の成長によって更に細分化され、高齢者が2人ないし1人で生活することが多くなったこと。併せて、地域や親族のつながりが希薄となって、見守り機能が弱体化していること。第4に「事業者」とは言えない「犯罪集団」が本格的に参入しており、犯罪としての詐欺手口を日々開発していること。第5に福祉政策の未来の見通しがもてず、高齢になるにつれて不安感が増し、これにつけ込まれていること。第6に判断力、注意力、体力の衰えがある。

3. 現在進められている対策と今後の方策の模索

高齢者被害について、政府も手をこまねているわけではない。2013年4月26日に「高齢者の消費者トラブルの防止のための施策の方針」を公表して、各省庁の取り組みを示している（消費者庁ホームページ「消費者政策」に掲載）。国民生活センターも高齢者に特化したメールマガジンを発行し、わかりやすいリーフレットとして印刷できるようにしている。また高齢者の消費者被害をホームページで「注目テーマ」とし、さらに「高齢者の消費生活トラブル注意報」「買え買え詐欺注意報」など最新の手口をいち早く注意喚起している（国民生活センターホームページ参照）。

これらの政策がまだまだ不十分なのは被害が減っていないことから明らかだ。

前述の原因からすれば、注意喚起だけでは不十分で、①地域と家族の見守りを強化する長期的施策、及び福祉施策の充実、②宅配や生協など生活資材の物流関係者からの手口情報提供システムの構築、③犯罪者摘発のため相談機関と捜査機関の連携強化、④不招請勧誘禁止規制や限定された取引分野における高齢者の民事的な契約離脱権などの法規制を検討すべきと考えている。紙数に限りがあるので、今後の方策の詳細は別の機会に述べる。

4. 人は誰でも老いる

人は誰でも老いる。この問題は私たち自身、そして家族の、将来ではなく今の問題である。是非あなた自身の問題として考えて頂きたい。

弁護士となって5年



弁護士 福市 航介

弁護士となって5年が経過しました。「法曹となつてはじめての5年が大切。たとえ苦しくとも、研鑽を続けた方が良い。」と司法研修所の教官に言われたことが、今でも記憶に残っています。

「研鑽」という言葉の意味をどのように捉えるかは色々あると思いますが、私がこの5年間やってきたのは、興味や関心のアンテナを張り続けることだったように思います。少し前の燦で書いたように（2010年7月発行分）、問題意識を持って社会を観察し、現場で生じている問題を法律の運用や立法への活動という面で社会に還元するというのが法律家の役割だと考えるからです。

そこで、ここでは、私が問題意識や興味を持っていることを少し書こうかなと思います。何だか少しかたい話となりそうですが、少しお付き合い下さい。

一つは、離婚と子どもというテーマです。きっかけは、ある夫婦の離婚に関わったことにあります。ある夫婦が離婚に瀕していましたが、子どもは両親のどちらも好きでした。しかし、その子は、夫婦の葛藤を目の前にして、為す術がなく、そのまま一方の親に連れられ、他方の親と別居しました。子どもは、両親の一方と離れて暮らすことになるわけですが、当初は離れて暮らす親のことも思い続けていることが見て取れました。しかし、その後の離婚手続や両親間の葛藤という濁流に呑み込まれ、その子の思いはかき消されていきました。子どもは、次第に離れて暮らす親の話を嫌がるようになり、離婚が成立した頃には離れて暮らす親と疎遠になりました。離婚の手続に関与している弁護士の立場として、その経過を見ることはとても辛く、強い違和感を感じ、離婚が子どもに与える影響を最小限にできないかという思いを持ちました。海外では、既にこの問題について取り組んでいる国もあるようで、それを知るにつれて、その思いは強くなりました。この問題については、最近、次第にマスコミに取り上げられたり、裁判所が積極的な取り組みを始めたたりするなどの動きが見られます。このテーマは子どもの将来に関わるものであり、大人がきちんとしなければならぬものです。現在、幸運にも、この関係で色々な方とお会いし、そのお話を聞いたり、研究会に参加さ

せてもらったりしており、その変わろうとする動きのお手伝いができたらと思っています。また、最近、視野を広くして、家族法全般にも興味を持っています。

もう一つ興味がある分野として、知的財産法分野があります。親族が弁理士をしていることもあり、以前から興味があった分野ですが、長引く不況の中で日本が再生するための一つ的手段として、知的財産の活用は大きな期待が寄せられているところです。現在では知財戦略という言葉も定着していますが、将来、何らかの形でその一端を担えるようになり、日本の再生と発展に寄与したいとも思っています。

このような動機から、家族法と知的財産法を研究していますが、その際に英語の文献も読みたいと思うようになりました。将来的には、英語も運用できるようになればとも思っています。欲求は尽きず、自分のプライベートの時間との両立に悩む日々です。

ふと、昔やっていた mixi を開いてみました。日付は2006年12月31日。この年は、私が司法試験に合格した年です。そこには、こう書かれていました。

「大切なのは、常に生かされているという実感を持ち続けること。自分が前に進んでいるということは、必ずそれを支えてくれた人たちがいたということ。それならば、前に進めば進むほど、周りの人に謙虚になることが大切。自分だけでここまで来たと思えば、そこで成長は止まる。みんなの恩に報いるためには、一層の努力をして、周りの人に愛情を持って接すること。今年はこれが出来たかわからないが、来年もこれを目指そう。来年は、おそらく初めてだらけの年だろう。しかし、恐れず積極的に動こう。出来るだけ沢山の経験をしよう。頑張ろう。」

弁護士となって5年を経て、当初の気持ちを今も持ち続けているかを自問しました。まだ大丈夫だなと思い、少し安心しました。これからもこの気持ちを忘れず、ゆっくりでも前に進んでいこうと思います。

世界一のベストセラー作家



弁護士 増田 朋記

世界で最も出版された本が何かをご存知でしょうか。それは聖書だと言われています。言われてみればなるほどという感じですね。このことは、結構有名な話なので知っていた方もたくさんおられるかもしれません。

では、世界一のベストセラー作家が誰かはご存知でしょうか。こちらはあまり知られていないのですが、その人こそが、私の愛してやまない名作家「アガサ・クリスティー」なのです。

彼女の本は約 20 億冊以上も出版されたと言われており、ギネスブックでも「世界最高のベストセラー作家」に認定されているのです。また、彼女の作品は 70 ケ国語以上の言語に翻訳されており、ユネスコの文化統計年鑑で最も多く翻訳された著者とされたこともあります。アガサ・クリスティーの作品は、聖書、それからシェイクスピアを除けば、世界で最も読まれている本だと言っても良いでしょう。

彼女は俗に「ミステリーの女王」と呼ばれており、極めて著名な「推理作家」です。

彼女の推理小説は非常に奇抜なトリックが用いられることが多く、犯人を当てようと思って読んでいる読者にとっては、それらのトリックは反則的であり、出版当時から邪道ではないかとの批判もあったようです。

確かに、謎解き・犯人当てということだけを中心に考えれば彼女の作品は邪道といえるかもしれませんが、彼女はそもそも犯人を読者に当てさせることなど目的にしておらず、読者には気楽な気持ちで面白おかしく読んでもらって、トリックにも素直に驚いてもらいたいと思っていたのではないかと私は思います。

彼女は謎解きばかり考える推理作家にとどまる人ではなく、物語の筋の面白さで読者を惹きつける生粋のストーリーテラーだったのです。

そして、なんといっても彼女の作品の最大の魅力は、愛嬌あふれる登場人物たちです。

彼女の作品に登場する主人公で最も有名なのは「エルキュール・ポアロ」という探偵です。彼は、身長約 163 センチメートル（私とほぼ同じくらいですが）の小男で、卵の形そっくりの頭に、ぴんとこわばった口髭をたくわえているというかなり変わった風采の持ち主であり、その立ち居振る舞いも滑稽な人物です。しかし、ポアロは

その滑稽な振る舞いに周りから変人扱いされながら、最後には鋭く働く「灰色の脳細胞」を駆使して真相をつきとめるのです。

もう一人、アガサ・クリスティーが産み出した名探偵が「ミス・マーブル」です。ミス・マーブルはロンドンから離れたセント・メアリ・ミードという村に閉じこもったような暮らしをしている老嬢で、およそ犯罪事件などとは関わりあいを持ちそうにないような人物です。ところが、ミス・マーブルは他の人から殺人事件の内容を聞かされると、「あたしはハーグレイヴスじいさんのことを思い出しましたよ。」などと、村で過去に起こった全く関係のない出来事を持ちだして、それを当てはめるといって風変わった推理法を用いて真相を見つけ出すのです。

この二大名探偵のほかにも、トミーとタペンスという非常に冒険心あふれる夫婦や、「あなたは幸せ？でないならば、パーカー・バイン氏に相談を」という新聞広告を出して人を幸せにする工作を行うパーカー・バイン氏、謎めいた探偵ハリー・クインなど、たくさんのキャラクターがそれぞれの魅力をもって産み出されています。

さらに、それらの主人公に限らず、アガサ・クリスティーの作品中に登場する脇役たちも、とても生き生きとした人物像が描かれていることが多く、特に、小うるさいけど憎めないおばさん、わがままだけど愛すべき娘といった女性の描写はとても素晴らしいものです。

アガサ・クリスティーの作品はこれらの魅力あふれる登場人物たちによって、推理小説にもかわかわらず、結末が分かっても繰り返し読んで楽しめるものとなっています。

ぜひ皆さんもアガサ・クリスティーの作品を手に取り、その奇抜なトリックに驚くばかりでなく、作品中で生き生きと活動する登場人物たちの姿を思い浮かべていただければと思います。

最初に読まれる作品としては、もともと推理小説が好きでトリックを楽しみたい方であれば「アクロイド殺し」、「オリエント急行の殺人」、「そして誰もいなくなった」などが定番ですが、個人的には「ミス・マーブル」が主役の「火曜クラブ（または、ミス・マーブルと十三の謎）」が短編集でもあり、読みやすくおすすめです。

法律紹介 1

教育資金の一括贈与に係る 贈与税非課税措置

弁護士 長谷川 彰

平成 25 年 4 月から「教育資金の一括贈与の非課税措置」が導入されました。これは、両親や祖父母等から子・孫に教育資金を一括して贈与する場合に、子・孫 1 人あたり 1500 万円まで非課税とする制度です。

現行法では、扶養義務者間（親子など）で、必要な都度支払われる教育費用は非課税ですが（相続税法 21 条の 3 第 1 項 2 号）、今回の措置では、「一括贈与」という点が特徴です。

この制度の大まかな内容を説明します。

- ①適用期間：平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に行われた贈与
- ②贈与者：受贈者の直系尊属
- ③受贈者：30 歳未満の者
- ④方法：金融機関の口座等に教育資金を一括して拠出
- ⑤上限額：

ア学校等に対して直接支払われる教育資金：1500 万円
学校等の範囲：学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等学校、大学、大学院、専修学校、各種学校
認定こども園、保育所

外国にあるその国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本人学校など

インターナショナルスクール、国際連合大学など

「直接支払われる」：学校等からの領収書等により確認できる費用が対象。たとえば、教科書代や学用品費、修学旅行代、給食費は、学校に直接支払う場合は 1500 万円の非課税対象になるが、業者に支払う場合は後記イの 500 万円までの非課税対象となる。

イ学校等以外に対して直接支払われる教育資金：500 万円

学習塾や水泳教室の授業料、そろばん教室のそろばん代など

- ⑥申告：受贈者は納税地の所轄税務所長に申告する義務があります。
- ⑦払い出し確認等：受贈者は、払い出した金銭を教育資金の支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出→金融機関は、提出された書類により払い出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、その確認した金額を記録
- ⑧残額の扱い：上記の金融機関口座に拠出された資金が、教育資金として使われたのち、受贈者が 30 歳に達した時点で残額がある場合は、30 歳に達した日にその残額の贈与があったものとみなして贈与税がかけられます。



法律紹介 2

著作権法改正と 違法ダウンロード

弁護士 草地 邦晴

インターネットの利用は今や日常的なものとなっていますが、そこにアップロードされた音楽や画像の中には、著作権者の許諾を得ずに複製された違法なものが含まれていることがあります。それを著作権等を侵害するものとして知らずダウンロード（録音、録画）する行為が、いわゆる「違法ダウンロード」です（30 条 1 項 3 号では、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合と定義されています。）。

平成 21 年の著作権法改正で、違法ダウンロードは私的使用目的であっても違法とされることになりましたが、その違反に対する刑事罰は規定されていませんでした。しかし、なお違法ダウンロードは減少せずコンテンツ産業への被害が巨額になっていることから、平成 24 年、さらに改正されて、有償著作物（*）の違法ダウンロードについては、刑事罰（法定刑は、2 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金、又はその併科）の定めを置くこととなりました（119 条 3 項）。

もう少し具体的に見ると、例えば YouTube などの投稿サイトの閲覧などによる一時的なキャッシュの作成は、ここにいうダウンロードに含まれないと解されており、個人間でのメール添付による複製なども、本条にいう自動公衆送信には該当しないと解されています（複製権の侵害は別論）。また、違法とされるのは、著作権を侵害することを「知りながら」行う場合に限られ、著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信であることを知らなかった場合には犯罪を構成しません。また、公訴提起には被害者等の告訴が必要とされています（123 条）。

従って、刑事罰が課されるような場面というのは、有償で流通する音楽コンテンツ等が違法にアップロードされたサイトから、故意にダウンロードするようなケースが想定されていると考えられますが、インターネット上にあふれる情報が、適法に権利処理されているかを一見して認識できるとは限りません。その定めも一義的に明瞭ではないところもあって、萎縮的に働くのではないかと懸念もあります。

附則第 9 条では改正法の運用にあたっては、インターネットの利用が不当に制限されないよう配慮しなければならないと定められているところで、当局には謙抑的な姿勢が求められるところですが、利用者サイドとしても、これは犯罪ではないか？という問題意識を持ちつつ、著作権者等の権利侵害の有無に注意する姿勢が求められます。反復的に行われる場合、業務として行われる場合には、なおさら注意が必要です。

* CD や DVD、ネット配信などにより、有償で流通している著作物又は実演等（音楽・映像・映画コンテンツなど）を指します。



法律紹介 3

改正犯罪収益移転防止法

弁護士 上里 美登利

1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」が、平成25年4月1日に施行されました。

これまでも、平成20年3月1日施行の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」によって、金融機関等の特定事業者に対して、一定の取引時に、本人確認を行い、その記録を作成・保存することや、疑わしい取引の届出等が義務づけられていました。今回の改正は、国際的なマネー・ロンダリングやテロ資金供与の対策推進の流れを受け、また、国内的には、いわゆる振り込め詐欺等の対策の強化を図ったものです。

取引時確認に関する主な改正点は以下のとおりです。

2. 通常の取引時

法が定める特定取引のうち、3のハイリスク取引に該当しない通常の取引時においては、特定事業者（士業者を除く。）は、顧客等との間で、①本人特定事項のほか、②取引を行う目的、③職業（自然人）、事業の内容（法人等）、④法人の実質的支配者を確認しなければなりません（法4条）。

特定取引とは、特定事業者（法2条2項。例：金融機関、クレジットカード事業者等13事業種）の特定業務における一定の取引をいいます。全ての取引が特定取引となるのではなく、例えば、金融機関であれば、預貯金口座等の開設、200万円を超える大口現金取引、10万円を超える現金送金などです。クレジットカード事業者であれば、クレジットカード契約の締結などです（施行令8条10条）。

従って、特定取引をする際には、法が定める上記①～④の確認に必要な書類の提出が必要となります。例えば、①本人特定事項は、運転免許証・健康保険証等の本人確認書類（自然人）、登記事項証明書・印鑑登録証明書（法人）等の提出が必要とされます。②取引を行う目的や③職業は、申告により確認することとされています。（法4条・施行規則3条4条）

3. ハイリスク取引

また、顧客等につき、①なりすましの疑いがある場合、②本人特定事項を偽っていた疑いがある場合、③マネー・ロンダリング対策が不十分と認められる特定国に居住している場合をハイリスク取引と位置づけています。

ハイリスク取引を行うに際しては、本人特定事項及び法人の実質的支配者につき、通常の取引時よりも厳格な確認を行い、さらに、200万円を超える財産の移転を伴う場合には、「資産及び収入の状況」の確認を行う必要があるとされています。



法律紹介 4

「偽装」金融商品にご注意を！

弁護士 住田 浩史

さて、本日の円ドル為替レートはどうでしょうか？この原稿を書いた2013年5月17日は、1ドル約102円でした。その半年前の2012年11月16日は、1ドル約81円でした。6年前の2007年5月17日は、1ドル約120円でした。日経平均株価はどうでしょう。2013年5月17日は約15000円、2012年11月16日は約8900円、2007年5月17日は約17500円でした。その時期に、為替や株価が、どのように、そして、どの程度動くかを、ある程度正確に予測することをできた人はいるでしょうか。

今日、個人・法人・自治体などが、銀行や証券会社から勧められ、知らず知らずのうちに、そのような賭博をさせられているケースがたくさんあります。

一つの例が通貨（為替）オプションです。2007年ころの円安傾向を背景に、銀行は「円安で輸入企業は大打撃を受ける。リスクヘッジを。」といって、中小企業に、通貨オプション取引を盛んに勧めました。しかしながら、このオプション取引は、無限定の損害を被るリスクがあります。例えば、企業が「1ドルを120円で売る権利」すなわちドルのプットオプション（売る権利）の「売り」取引をした場合、円安になった場合はよいのですが、1ドル80円の円高になった場合でも1ドルを120円で買わなければならない、大きな損失を被るのです。リスクヘッジと称して重大なリスクを負わされていたというわけです。

もう一つは、仕組債や仕組投信と呼ばれる商品です。見かけは、債券や投資信託の顔をしており、ときには年利20%近い魅力的な利回りをもつ一方、一見してこれが危険なのかどうかはわかりません。しかしながら、その実は、上記のオプション等のデリバティブが仕組まれており、為替や株価と連動して償還額が決定されますが、ときには元本全額の喪失という大きな損失を招きます。また、満期償還まで待てば元本が保証される商品というものもありますが、長い場合は数十年にわたって塩漬けとなり、インフレ等に変な商品です。

かつて、一連の食品偽装問題がありましたが、これらは、いわば金融商品の安全性「偽装」問題です。十分ご注意くださいとともに、これはおかしいのではないかと、思われた方は、早めに弁護士にご相談下さい。



🍴 お食事会～inちもと～

3月8日に、「京料理ちもと」で食事会を開きました。

以前は1泊での事務所旅行を、毎年の恒例行事としていたのですが、子供が小さいなどの事情で参加が難しいメンバーが増えてきたため、ここ数年は食事会に代えています。

ただ、京都には、このような機会でないといけない、ある意味「近くて遠い」料亭が多く、ちょっとした旅行に負けないほどの満足感が得られる気がします。「ちもと」も、創業約300年の老舗であり、なかなかの敷居の高さでした。



我々が訪れた日は、ちょうど雛祭りをされている時期でした。食事の前に、年代物のお人形や飾りなどがずらりと並んだ部屋に通され、若女将から説明を受けました。中でも、御殿造りのお雛様がひととき豪華だったのですが、御殿は本物の宮大工さんが作っており、皇室とこちらのお店にしかない貴重なものだそうです。

その後、3階の大広間に通されると、鴨川と南座を真正面に眺める絶景が目飛び込み、皆からは思わず歓声が。川の流れる音が聞こえ、非常に開放的な空間でした。また、一角には大量の蘭が生けられており、とても華やかでした。

お食事は「雛御膳」というコースで、雛祭りにちなんだメニュー。蛤型のお皿に盛りつけられていたり、春を感じさせる食材がふんだんに使われていました。お味はどれも上品で、とても美味しかったです。

中盤、初の試みでピンゴゲーム大会を開催しました。食事をしながらのピンゴは、ちょっと忙しかったのですが、豪華賞品がかかっており、予想以上に真剣に盛り上がりました。一等を引き当てた弁護士が権利を放棄したため、急遽、事務局でのジャンケン大会に突入という場面もありました。

そして今回は、新入りの事務局と弁護士の歓迎会・相井弁護士の送別会も兼ねていたもので、新しい出会いと別れの悲喜こもごもある食事会となりました。相井弁護士は、現在は東京に移り住み、法務省にて勤務をしています。



まだまだ寒い日が続く3月上旬だったものの、日頃の行いが良いせいか、当日はコートがいらなくらいのポカポカ陽気。一足早く春を満喫し、仕事の憂さを晴らした一日でした。

(食事会担当：草地・赤阪・望月)



編集後記

今年も皆様に、当事務所の近況をお伝えする「燦」をお届けいたします。

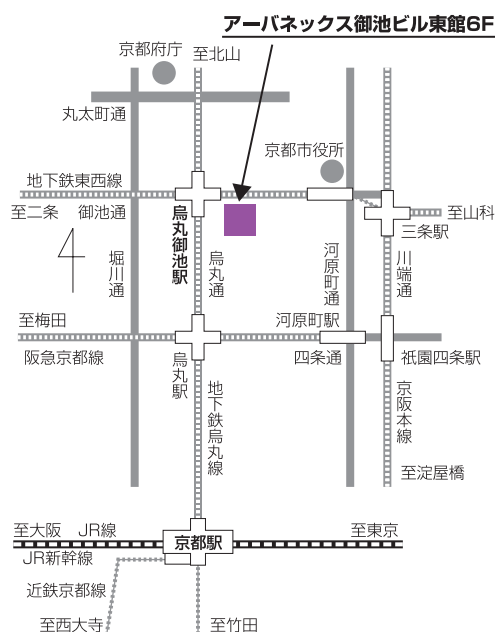
各原稿では、普段の職務ではあまり見せることのない個性的な一面が随所に現れており、各弁護士個性と当事務所の雰囲気に触れていただき、これまで以上に当事務所を身近に感じていただきたいと思います。

また、法律紹介の欄も設けておりますので、皆様のお役に立てれば幸いです。

お気軽に、ご意見、ご感想をお寄せ下さい。



事務所へのアクセス



京都市市営地下鉄「烏丸御池駅」下車。
北側改札を出て、3-1番出口より階段を上がってすぐ
(3-2番出口からはエレベーターでも上がれます)

「燦」の由来

弁護士のバッジの「ひまわり」は正義のシンボルである太陽を常に指向することを表しています。

「燦」は光り輝いて遠くからもはっきりみえるという意味がありますが、その音はSUN（太陽）にも通じると考え、事務所報のタイトルといたしました。

今後とも、いろいろなトラブルの闇の中に解決の光を照らすことを業務遂行の指針として参りたいと考えております。

(創刊号巻頭言より)



発行人 御池総合法律事務所

編集者 北村幸裕

望月潤美 山中櫻子 一山実帆